

3 源頼朝袖判下文（島津家文書、歴代亀鑑）（国宝）

S 島津家文書一〇一一。一通。縦三〇・九cm、横四八・二cm。

『歴代亀鑑』二帖は島津家文書を代表する手鑑（書跡・経典・文書などを貼り込んだもの）。源頼朝・後醍醐天皇・足利尊氏の文書など一〇七通を収める。一七世紀後半以降に仕立てられたと考えられる。『大日本古文書』島津家文書之一に収める。元暦二（一一八五）年六月十五日源頼朝袖判下文は、寿永三（一一八四、元暦元）年に頼朝に与えられた、平氏から没収した数百か所の所領を御家人に与えるにあたり、伊勢国波出御厨の地頭職に惟宗忠久を補任したものの。忠久は島津氏の初代。島津家文書のなかで最も古い文書。まず地頭職を与えられる者の一行を抜いた本文が書かれ、ついで頼朝により忠久に給付することが決定され「左兵衛尉惟宗忠久」が書き込まれ、最後に文書の袖（右端）に頼朝が花押（判）を加えたと考えられる。〔参考〕『大日本古文書』島津家文書之一、一号。

〔釈文〕

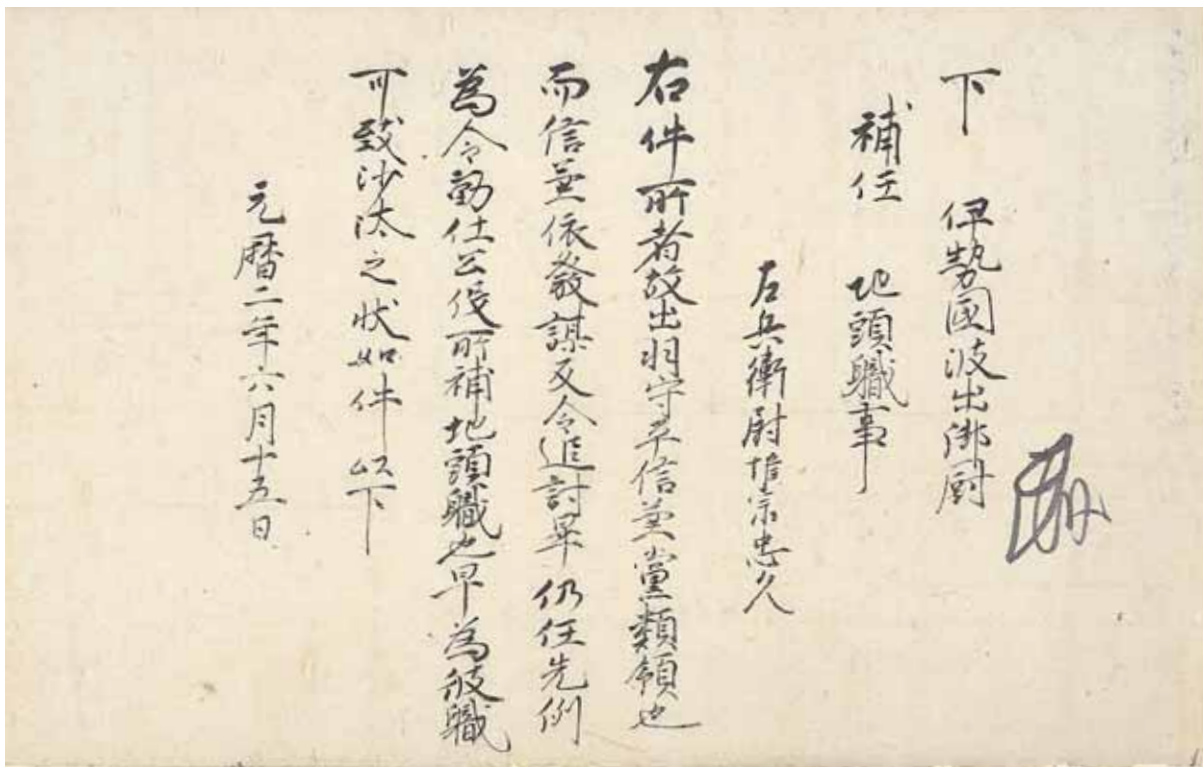
（源頼朝）
花押

下 伊勢国波出御厨
補任 地頭職事

「左兵衛尉惟宗忠久」

右件所者、故出羽守平信兼党類領也、而信兼依發謀反、令追討畢、仍任先例、為令勤仕公役、所補地頭職也、早為彼職、可致沙汰之状如件、以下、

元暦二年六月十五日



3 源頼朝袖判下文（島津家文書、歴代亀鑑）（国宝）